

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 エレベータ設備保守業務(揖斐川・長良川総合管理所)
2 業務場所 揖斐川・長良川総合管理所
3 業務期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません
2 見積参加要件 仕様書記載の業務を履行できること。
- 3 見積書等
1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2) 提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
3) 見積書提出期限 **令和8年3月13日 12:00** まで
4) 提出先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
5) 質問書提出期限 **令和8年3月6日 12:00** まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年3月16日 12:00 までとします。
- 7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和8年3月3日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	エレベータ設備保守業務(揖斐川・長良川総合管理所)	
業務場所	揖斐川・長良川総合管理所	
業務期間	契約締結の翌日から令和9年3月31日	
見積参加要件	仕様書記載の業務を履行できること。	
主な発注内容	揖斐川・長良川総合管理所のエレベータ設備の保守業務を行うものである。	
見積書提出期限	令和8年3月13日	12:00
質問書提出期限	令和8年3月6日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_jbinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 里西 星哉	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

エレベータ設備保守業務
(揖斐川・長良川総合管理所)

仕様書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 総 則

第1節 適用

この仕様書は、エレベータ設備保守業務（揖斐川・長良川総合管理所）（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

本業務は、揖斐川・長良川総合管理所（以下「管理所」という。）に設置されているエレベータ設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため、定期（保守）点検及び法定点検を行うものである。

2-1 履行場所

三重県桑名市長島町十日外面136番地
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所

2-2 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の1の設備のフルメンテナンス契約に基づく保守（以下「保守」という。）、法定点検及び桑名市長への報告、障害発生時の対応、遠隔機器点検の報告とする。

1. 管理所エレベータ設備 1基（遠隔機器点検対応）

第3節 一般事項

3-1 準拠規定

本業務の履行にあたっては、次の基準等に準拠するものとする。

1. エレベータ構造規格（厚生労働省）
2. 日本エレベータ協会基準（日本エレベータ協会）
3. JIS A 4302 昇降機の検査基準（日本工業規格）

3-2 管理技術者

管理技術者は、一・二級建築士、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する「昇降機等検査員」のいずれかの資格を有する者が当たるものとする。

3-3 従事者等

1. 保守従事者

保守時には、装置の機能及び構造を熟知した点検・整備等の実績を有する者が当たるものとする。

2. 法定点検時従事者

法定点検時には、一・二級建築士、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する「昇降機等検査員」のいずれかの資格を有する者が当たるものとする。

3-4 提出図書

提出図書の種別及び部数は、次によるものとする。

1. 業務計画書 [業務の着手前] . . . 1部
2. 定期点検報告書 [3月に1回] . . . 1部
3. 遠隔機器点検報告書 [1月に1回] . . . 1部
4. 故障及び状態異常等による報告書[速やかに] . . . 1部
5. 法定検査報告書[検査終了後速やかに] . . . 1部
6. 点検業務報告書 [年度ごとに] . . . 1部

3-5 業務計画書

業務計画書の内容は次のとおりとする。

1. 点検チェックシート、緊急時の体制及び対応（緊急時連絡網）
なお、変更があった場合はその都度、変更部分のみの業務計画書を提出するものとする。

3-6 点検業務報告書

点検業務報告書の編集は、定期点検報告書、遠隔点検報告書、故障及び状態異常等による報告書、法定検査報告書を1冊にとりまとめ提出するものとする。

3-7 支給材料

本業務において、次のものを無償支給する。

1. 設備の運転操作に必要な電力
2. 履行に必要な低圧電力（ただし、引渡し可能な場所に限る）

3-8 貸与品

本業務において、次のものを無償貸与する。

1. エレベータ設備の完成図書・取扱説明書・整備報告書
2. 施設の鍵
管理所より貸与するが、受注者は貸与された鍵について善良な管理を行い、点検後の施設鍵は確実に返すものとする。

3-9 立会による確認

次に掲げる項目について、管理所担当者の立会による確認を受けなければならない。

ただし、管理所担当者に通知後、管理所担当者が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

1. 法定点検時
2. 管理所担当者が臨時に立会を指示した場合

3-10 設計変更

業務内容等の変更もしくは点検結果に基づく補修、調整作業等の追加が生じた場合は、設計変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、管理所が仕様書に示した目的及び機能が同等であると判断し、承諾した場合は請負代金額の変更を行わないものとする。

3-11 官公庁等への手続き

本業務の履行にあたり、次の手続きは、受注者の責任と費用負担において行うものとする。

1. 法定点検結果の桑名市長への提出（建築基準法第12条第3項に基づく定期検査報告）

3-12 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

また、管理所担当者等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

3-13 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、速やかに管理所担当者と協議するものとする。

第4節 安全管理

1. 受注者は安全衛生に関する責任者を定め、業務中全ての危険、損失、傷害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し保安防災及び衛生に万全を期すものとする。
2. 点検時における業務車両には本業務関係車両であることを表示するものとする。表示する項目は、業務名、会社名、連絡先、担当者とし、表示板は受注者が自ら作成して車両の外部から見えるところに掲示することとする。

第2章 保 守

第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別表のエレベータ設備一覧に示すとおりとする。

第2節 作業内容

2-1 点検項目

点検項目は、別表1による。

点検には、調整、給油及び清掃等を含むものとする。

2-2 定期・法定点検

1. 点検回数・点検時期

定期点検・法定点検の実施回数は次表のとおりとする。

なお、定期点検・法定点検の実施時期については、前月末又は当月初め等、事前に管理所担当者と調整して決定するものとする。

名 称	設置箇所	点検回数	法定点検時期
管理所エレベータ	管理所	定期点検 4回/年 遠隔機器点検 12回/年 法定点検 1回/年	11月

※法定点検時は、定期点検時に実施する点検も併せて行うこととする。

2. 点検保守作業

- (1) 点検には、調整、給油、清掃及び消耗品（通常の使用による摩耗・劣化により、保管・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）の取替を含むものとする。ただし、消耗部品の範囲を超える部品等の取替が必要な場合は、別途協議を行うものとする。
なお、消耗部品は、別表3による。
- (2) 3月に1回、技術者を派遣して設備の点検、かつ1月に1回、遠隔機器点検を行い、報告書を提出するものとする。また、法定点検時は、現地に技術者を派遣するものとする。
なお、遠隔機器点検内容は、別表2による。
- (3) 上記点検で異常・不具合が発見された場合には、故障及び状態異常等による報告書に写真を添付して速やかに管理所担当者に報告を行うものとし、調査・対策及び調整が必要な場合には、管理所と受注者が協議する。
- (4) 作業の時間帯は、緊急事態に対する場合を除き、8：30～17：00に行うものとする。
- (5) 主ロープの損傷の有無及び油分については、入念に確認を行うものとする。
なお、油脂の補給が必要な場合は、過度の補給とならないように注意し、外部へ油脂が流出しないように行うものとする。
- (6) 法定点検後は、法定検査報告書を管理所担当者に提出するとともに、法定点検結果を建築基準法第12条第3項に基づき、桑名市長へ報告するものとする。
- (7) 法定点検の連絡（通知）があった場合は、それにかかる全ての手続きを行うものとする。
- (8) 本業務の履行により生ずる現場発生品は、管理所担当者の確認を受けた後に、受注者の責任で適正に処分するものとする。
- (9) 対象設備に異常が発生し、監視装置からの異常通報があった場合は監視カメラによる状態確認を行ったうえ、適切な処置をとるものとする。
また、かご内のインターホンにより、受注者の受信専門員が直接通話することにより、必要な指示・連絡を実施するものとする。
- (10) 異常通報に基づく点検の結果又は、それに伴い修理作業を行った場合には、速やかに書面により発注者へ報告するものとする。
- (11) エレベータの改造を原則禁止とするが、やむを得ない場合は、管理所と受注者が協議するものとする。

第3節 緊急時等の対応

1. 受注者は、故障等の緊急事態が生じた旨の通報を管理所から受けた場合、速やかに技術者を派遣し、適切な処置を行うものとする。また、故障内容及び処置内容等については、故障及び状態異常等による報告書により管理所担当者に提出するものとする。
なお、その場合は、設計変更の協議対象とする。
2. 緊急時や設備の故障等により管理所担当者から指示があった場合は、同様に点検者を現地に派遣し対応するものとする。
3. 上記点検者の派遣の対応状況、処置内容及び状況写真について、書面により管理所担当者へ報告するものとする。
4. 急を要しない不具合・故障等については、書面により管理所担当者に報告するものとする。
5. 当該エレベータで事故・不具合等が発生した場合において、24時間体制で速やかな対応を可能とする体制をとることとする。
6. 地震によりエレベータが運転休止した場合は、エレベータによる自動診断を行い、運転に支障が無い場合は、低速で運転を再開すること。（自動診断仮復旧機能）

第4節 通信装置等

遠隔からの監視及び異常時通話のために必要となるシステムの配備及び通信は受注者の責任と費用負担において行うものとする。

なお、システムの配備に要する費用は設計変更の対象としない。

エレベータ設備一覧

管理所

設備の名称	揖斐川・長良川総合管理所エレベータ設備
設置場所	三重県桑名市長島町十日外面 136 番地
製作据付会社名	フジテック株式会社
完成年月	令和8年2月
台数	1台
用途	乗用（車椅子兼用仕様）
駆動方式	ロープ式
積載荷重	600 kg
定員	9名
昇降速度	約 45m/min
操作方式	方向性乗合全自動方式
制御方式	インバーター制御方式
停止箇所	3箇所（1階・2階・3階）
昇降行程	約 10m
かご内寸法	間口：1400mm＊奥行：1100mm＊出入口高：2250mm
扉形式	電動二枚戸中央開
電動機	2.8KW
電源	動力 3φ 200V 60Hz 照明 1φ 100V 60Hz
付加装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置 自動診断回復旧装置 遠隔監視装置（遠隔機器点検対応）

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
外観 (運転状態)	走行時の乗り心地	起動、加速、減速、着床状態 定格速度の測定
	走行時の異常音、異常振動	異常音、異常振動の有無
	着床時の段差	段差発生の有無
制御機器 (昇降路内)	受電盤・制御盤	各盤の固定状態
		ヒューズの劣化の有無
		メインリレー接点の状態
		リレー端子・端子台の緩み確認
		メインブレーカの固定状態、損傷の有無
		イベントコードの確認、分析
		インバータ、コンバータの掃除
		絶縁抵抗測定
		CPUバッテリー劣化
	電動機	汚れ、異常音、異常温度の有無
	巻上機	汚れ、異常音、軸受部の温度・油漏れ、防振ゴムの状態 ギヤオイルの量と汚れ、油漏れ
	電磁ブレーキ	擦過音、吸引・釈放音の異常の有無 Wナット・ロックナット・六角ボルトの緩み確認 ブレーキまわりの被油、被水、汚れ、錆 ブレーキ締結力の確認 ブレーキスイッチの動作、設置状態の確認
	パルスエンコーダ	固定状態、板バネの変形、ゴミ・油の付着
UCMP専用制御盤	盤の固定状態 UCMP機能の確認 リレー端子・端子台の緩み確認 イベントコードの確認、分析 絶縁抵抗測定 CPUバッテリー劣化	
昇降路	主ワイヤーロープ	メインロープのテンション確認
		メインロープの摩耗、素線切れ 割ピン・Wナット・回り止めの状態
	ガバナロープ	ガバナロープの摩耗、素線切れ、キック
	調速機	調速機の作動速度測定 ガバナプーリの条痕、異音、ロープ外れ止めの取付状態 ガバナテンションプーリブラケットの位置確認
	移動ケーブル	ケーブルの捻れ、変形、接触痕の有無
	ガイドレール	レール・ブラケット・フィッシュプレートの固定状態
	着床装置・プレート	インダクターの取付状態、プレートとの隙間
	上下リミットスイッチ	スイッチの動作確認、配線状態の確認 ローラー注油、亀裂・剥離・摩耗の有無の確認
	つり合いおもり	緩衝器とのクリアランス確認
		固定ボルトの緩み確認
		ガイドシューの損傷、剥離、摩耗
	シーブ	メインシーブの摩耗
		オーバーヘッドシーブの条痕、亀裂、取付状態
		つり合いおもりシーブの条痕、亀裂、取付状態 カーシーブの条痕、亀裂、取付状態
コンペンチェーン	走行異常(周辺機器との干渉の有無)	
	最下端位置の確認	
	支持、取付部の状態確認	
昇降路内環境状態	被水、雨水浸入、ヒビ割れ	
昇降路内機器の状態	各機器の外観目視点検	

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容
ピット	ピット内環境状態	浸水、異物の有無
	ピット内機器の状態	緩衝器の固定状態、錆、油漏れ 各機器の外観目視点検
かご	かご内室意匠・状態	損傷、腐食、変色、変形、目地のガタ・隙間
	かご内表示器・ボタン	機能・動作確認
	かご内照明	球切れ、ちらつき、グロー球の劣化
	かご内ファン	動作確認、異常音の有無
	除菌イオン発生装置	動作確認、電極部の掃除
かごまわり	ドアの開閉装置	開閉動作の異常の有無
		ドアセフティーシューの反転動作
		光電センサーの作動状態、レンズ掃除
		かごドアまわり点検・注油・異物除去
		かごドアモータ・ブラシ・プーリの状態
		Vベルト・歯付きベルトの損傷、亀裂、油脂付着、緩み
		かごドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
	ドア閉安全装置の作動	ゲートスイッチの動作点
		ドア連動装置・エアコードの状態
	結線ボックス・ドアポジションボックス	配線状態、コネクタの状態確認
	給油器	給油器オイルの飛散・レールへの回り・給油
非常止め装置	セフティとレールのギャップ、ボルトの緩み	
ガイドシュー	ガイドシューの損傷、剥離、摩耗	
荷重検出装置	荷重検出装置の作動状態	
	ロードセルの作動状態	
かご下防振ゴム	かご下防振ゴムの劣化、損傷	
乗場	乗場意匠	乗場まわり各機器の外観目視点検
	表示器・ボタン	機能・動作確認
	インターロック	スイッチ取付ボルトの緩み、沈み代
		ロックのギャップ、コンタクタープレートの状態
	ドア開閉状態	乗場ドアまわり点検・注油・異物除去・自閉力の確認
		ドアトラックレール異物除去
		乗場ドアハンガーボルトの緩み
		アップスラストローラのギャップと緩み
かご・乗場各キャッチデバイスの間隙、係合確認		
ドア連動装置・エアコードの状態		
非常解錠装置の取付状態		
ドアとドア・ドアと三方枠の間隙		
非常装置	停電灯	停電灯の点灯状態
	外部連絡装置	インターホンの通話テスト
		外部非常ベル(ブザー)の鳴動状態
		かご非常ベル(ブザー)の鳴動状態
遠隔監視装置	遠隔監視装置の機能テスト、通話テスト	

【別表1】点検項目(ロープ式エレベータ:機械室なしタイプ)

箇所	点検対象	点検内容	
付加装置	地震時管制運転装置	地震感知器の動作確認	
	停電時自動着床装置	着床装置の動作確認	
	火災時管制運転装置	信号等による動作確認	
	冠水時管制運転装置	フロートスイッチの動作確認	
	遮煙エレベータ乗場ドア		気密材の変形、損傷、取付ボルトの緩み確認
			耐火ブラケットの取付状態
			ドアまわりの規定寸法の確認
	防犯カメラ装置(セキュア)		カメラユニットの損傷確認・掃除・LED点灯
			録画装置、人感センサーの動作確認
	音声合成アナウンス		音声アナウンスの放送状態
監視盤		監視盤の表示ランプの確認	
かご内クーラー		外観目視点検(異音、損傷、腐食、錆)	

(注)

各項目の点検頻度は、1ヵ月から12ヵ月までの間で各項目ごとに定める周期もしくは稼動履歴による基準によります。
 遠隔監視装置の点検は遠隔監視契約の場合のみ適用されます。
 エレベータの機種・種類または仕様により上表の機器・部品が装備されていない場合は対象外となります。

【別表2】遠隔監視点検項目（ニューゴールドメンテナンス）

1. 遠隔監視点検内容

項 目	内 容
制御関連機器	制御盤温度
	接触器の動作状態
	制御機器の動作状態
	ブレーキ(油圧電磁弁)動作状態 ()内は油圧式の場合
かご・乗場機器	戸の開閉状態
	押しボタンの動作状態
	ゲートスイッチの動作状態
	ドアスイッチの動作状態
	安全スイッチの動作状態
	遠隔監視装置の動作状態
昇降路内機器	はかり装置の動作状態
	安全スイッチの動作状態
走行性能	起動状態
	加速状態
	一定速度走行状態
	減速状態
	着床状態
	各階停止運転による異常確認
運行計測	運転回数
	走行距離・運転時間
	戸の開閉回数
	かご照明点灯時間
	映像確認用カメラ動作状態

2. 報告書記載内容

状態監視結果	かご内照明点灯時間
運行回数	かご内照明点灯回数
運転時間	異常の有無
戸の開閉回数	遠隔監視受信記録

【別表3】機能維持工事の範囲（ロープ式エレベータ：機械室なしタイプ）

区分	修理の対象 (装置名)※	修理、取替えおよび交換等項目※
機械室 相当 設備	制御盤、受電盤、UCMP盤	バッテリー(プリント基板)取替
		リレー取替
		コンデンサー類取替
		電磁接触器接点(リード線含む) 取替
		ヒューズ類交換
		半導体、プリント基板取替
		インバータ、コンバータ取替
		抵抗管取替
		整流器取替
		変圧器取替
		定電圧電源装置取替
		ブレーカ取替
	電動機	電動機巻線絶縁処理
		各軸受ベアリング取替
		エンコーダ取替
		回転機カーボンブラシ交換
		軸受グリスアップ
	巻上機	ギヤ歯当り調整
		ギヤ・ウォームシャフト取替
		各軸受ベアリング取替
		綱車溝修正及び取替
		ギヤ油取替
		補充用ギヤ油
		オイルシール取替
		軸受グリスアップ
	防振ゴム取替	
	そらせ車、頂部返し車	シーブ取替
		軸受ベアリング取替
		軸受グリスアップ
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替
		マグネットコイル取替
		ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替
		軸・軸受取替
		ブレーキスイッチ取替
		ブレーキアーム取替
ブレーキホイール(ディスク)取替		
ブレーキロッド取替		

【別表3】機能維持工事の範囲（ロープ式エレベータ：機械室なしタイプ）

区分	修理の対象 (装置名)※	修理、取替えおよび交換等項目※
相当 機械 設備	調速機	軸受グリスアップ
		調速機本体取替
		スイッチ取替
かご	外部への連絡装置	インターホン、ベル・ブザーバッテリー取替
		インターホン取替
		ベル・ブザー取替
	停電灯装置	停電灯ユニット取替
		停電灯バッテリー取替
		停電灯ランプ交換
	操作盤	操作盤スイッチ類取替
		操作盤ランプ交換
		プリント基板取替
	階床表示	階床表示ランプ交換
	かご戸	ドアハンガー・ローラー取替
		連結ロープ・チェーン・ベルト取替
		ドアレール取替
		乗場戸との連結装置取替
		ドアシュー取替
	換気扇	換気ファンの取替
		イオン発生装置の取替
	戸閉め安全装置 (セフティシュー)	アーム(レバー)取替
		ケーブル取替
		スイッチ取替
	光電装置	受光部・投光部取替
		ユニット取替
	照明	イルミネーションランプ取替
		かご内照明ランプ交換
	かご枠	防振ゴム取替
	はかり装置	スイッチ・差動トランス・検出センサー取替
		はかり装置取替
かご 上	戸の開閉装置	ドアモーター・整流子取替
		軸受(ベアリング)取替
		エンコーダ取替
		駆動ベルト・チェーン取替
		スイッチ取替
		連動エアコード・ワイヤー・プーリー取替

【別表3】機能維持工事の範囲（ロープ式エレベータ：機械室なしタイプ）

区分	修理の対象 (装置名)※	修理、取替えおよび交換等項目※
かご上	戸の開閉装置	歯車ユニット取替
		ギヤオイル取替
		オイルシール取替
		カップリングゴム取替
		ドアガイドシュー取替
		補充用ギヤ油
	かご上機器	ガイドシュー・ローラー・ギブ取替
		ガイドシュー・ストッパーゴム取替
		ガイドシュー・スプリング取替
		位置検出・着床装置取替
		かご上照明ランプ交換
		給油器取替
		給油器補充用油
	釣合おもり	ガイドシュー・ローラー・ギブ取替
		ガイドシュー・ストッパーゴム取替
ガイドシュー・スプリング取替		
給油器取替		
給油器補充用油		
乗場	乗場の戸	ハンガーローラー取替
		ドアレール取替
		連結ロープ・チェーン・プーリー取替
		ドアインターロックスイッチ取替
		ドアクローザー取替
		ドアガイドシュー取替
		かご戸との連結装置取替
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替
		押ボタンランプ交換
		基盤取替
	階床表示	階床表示ランプ交換
		基盤取替
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替
		おもり吊り車ベアリング取替
		綱車取替
		軸受グリスアップ
	主ロープ	主ロープ切り詰め
		主ロープ取替
	調速機ロープ	調速機ロープ切詰め
調速機ロープ取替		

【別表3】機能維持工事の範囲（ロープ式エレベータ：機械室なしタイプ）

区分	修理の対象 (装置名)※	修理、取替えおよび交換等項目※
昇 降 路 ・ ピ ット	釣合ロープ、鎖	釣合ロープ(鎖)切詰め
		釣合ロープ(鎖)取替
	非常止め装置ロープ	非常止め装置ロープ取替
	移動ケーブル	移動ケーブル取替
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替
		リミット(ファイナル)スイッチ取替
	調速機	軸受グリスアップ
		調速機本体取替
		スイッチ取替
	テンションプーリー	テンションプーリー取替
		軸受グリスアップ
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラー・ギブ取替
		かご下プーリーベアリング取替
		軸受グリスアップ
	緩衝器	油入り緩衝器油取替
油入り緩衝器油補充		
ピット点検用照明ランプ交換		
付 加 装 置	地震時管制運転装置	感知器取替
		バッテリー取替
	火災時管制運転装置	リレー取替
	自家発管制運転装置	リレー取替
	停電時自動着床装置	リレー取替
		バッテリー取替
		UPS・基盤取替
	浸水警報運転装置	浸水スイッチ取替
	オートアナウンス装置	本体取替
	監視盤	表示ランプ交換
		プリント基板取替
	群管理(マイコン制御)	半導体、プリント基板取替
		知能コンピューター取替
	遠隔監視システム	本体取替
		バッテリー取替
	マルチビームドアセーフティ	本体取替
	超音波ドアセーフティ	本体取替(代替品へ取替)
	非接触釦(乗場)	釦ユニット取替
非接触釦(かご)	釦ユニット取替	
遮煙乗場ドア	気密材取替	

【別表3】機能維持工事の範囲（ロープ式エレベータ：機械室なしタイプ）

区分	修理の対象 (装置名)※	修理、取替えおよび交換等項目※
付 置 加 装	かご内防犯カメラ	カメラ本体取替
		録画装置取替

※エレベータの機種・種類または仕様により上表の機器・部品が装備されていない場合は対象外となります。

1. 機能維持工事の範囲は、次のとおりとします。

- ① 機能維持工事の範囲は、エレベータを通常使用する場合に生ずる摩耗および損傷に限ります。
- ② 委託者・使用者もしくは第三者による不注意・不適當な使用および管理、または地震・火災・風水害・その他不可抗力の災害・事故等、受託者の責によらない事由によって生じた修理・取替および交換等は除きます。

2. 機能維持工事を行う項目は、上表のとおりとします。ただし、次の事項は除きます。

- ① 上表の項目以外の修理・取替および交換等
- ② 巻上機の一式取替、ギヤケース取替
- ③ 電動機の一式取替、フレーム取替
- ④ 制御盤等の一式取替、キャビネット取替
- ⑤ 意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場の戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃または取替
- ⑥ 遮煙構造の部材取替
- ⑦ その他特別装備品で上表に記載のないものに係る修理・取替および交換等

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 里西 星哉			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

見積依頼件名
エレベータ設備保守業務(揖斐川・長良川総合管理所)

くじ用数値
くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

見積辞退について
見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

同方式の承諾
「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。